

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

平成27年5月19日付け西宮市都市交通会議地域公共交通分科会において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

生瀬地区コミュニティ交通（路線定期運行）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

運行系統名	起点／終点	路線延長	運行回数
生瀬高台	宝塚駅	5.9km	5便／日
宝生ヶ丘	宝塚駅	5.6km	5便／日
青葉台	宝塚駅	7.5km	4便／日
青葉台・サーパス	宝塚駅	9.7km	1便／日
花の峯	宝塚駅	7.0km	4便／日
花の峯・サーパス	宝塚駅	9.4km	1便／日

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃	大人300円／乗車、小人200円／乗車
割引	・小学生未満は無料 ・連続する2ルート内に限り1乗車運賃で乗車可能（乗継割引）

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行開始	平成27年10月1日（予定）
運行期間	年始の3日間（1月1日～3日）を除く平日
運行時間	午前8時台から午後5時台まで
運行主体	阪急タクシー株式会社
使用車両	【常用】14人乗り小型バス（通勤用）1台（新規購入） 【予備】10人乗りジャンボタクシー1台 ※運行開始から14人乗り小型バス（通勤用）の新規購入までの間は、次の車両を使用 【常用】10人乗りジャンボタクシー1台 【予備】10人乗りジャンボタクシー1台

平成27年5月19日  
西宮市都市交通会議  
会長 今村 岳司